

08281P-00

らくらくわかる!

2019
年度版

難関資格も最速で突破!! 豊富な図表で理解度UP★

すーっと読めて
知識がサクサク頭に入る!
らくらくわかる!

マジラフ管理士 速習テキスト

平柳将人

TACマジラフ管理士講座講師

「ダブル受験」に
チャレンジされる方へ★

「らくらく」
読者様に限定!
「管理業務主任者
試験対応 追加情報」を
Webダウンロード
サービス!!

→詳細は本書にて

独学をサポート★
TAC
「情報会員」
法改正フォロー
も万全!



TAC出版
TAC PUBLISHING Group

はじめに

本書は、合格率7%～9%台の難関であるマンション管理士試験を突破するために必要な知識を、効率よくスピーディーに学習するためにつくられたテキストです。

難易度の高さに加え、事例分析力や応用力が問われる本試験に合格するためには、ただやみくもに細かいことを覚えようとするのではなく、**基本知識を正確に押さえ、それをきちんと理解して使いこなせるようになることが必要不可欠**です。

本書を執筆するにあたっては、その点を特に意識して記述し、さらに、自身の講義経験やブログを通して蓄積してきた“**理解のためのヒント**”を随所に盛り込んで、受験生の皆さんができるまで得た知識を、本試験においてはもちろんのこと、合格後の実務においても活かせるようになることをを目指しました。また、直近の平成30年度のマンション管理士本試験で出題された主要なポイントや各種法改正についても、しっかりフォローしています。

本書を手にされた皆さんが、1人でも多く**合格の栄冠**を勝ち取られ、マンション管理士としてご活躍されることを願ってやみません。

本書が、そのための一助となりましたら幸いです。

2019年1月

TAC マンション管理士講座講師 平柳 将人

ダブル “W受験”をされる読者様へ

本書をご利用のうえで、**マンション管理士試験と管理業務主任者試験を“ダブル受験”される読者様への限定サービスとして、『管理業務主任者試験対応 追加情報』をWebダウンロード**していただけます。詳しくは、P.xiiをご参照ください!!

本書の利用法

本書は、**マンション管理士試験**の広範な出題範囲を絞り込んでしっかりと整理し、重要項目を**コンパクト**にまとめました。以下は、本書の効果的な利用ガイドです。

この章の全体像がわかる！
“ミニミニ導入講義”

第1章
用語の定義と専有部分・共用部分等

ココが出来る！
本試験のポイント

- 用語の定義
- 専有部分
- 共用部分

頻出度 S⁺

区分所有法とは、マンションやビルのように、一棟の建物の中で構造上分かれている数個の部屋（101号室等）を、「区分」して「所有」する際の、各自の権利や建物全体の管理、管理組合の運営方法等を定めた「法」律です。

1 用語の定義

① 「区分所有権」（2条1項）
一棟の建物に構造上区分された数個の部分で、独立して住居・店舗・事務所・倉庫その他建物としての用途に供することができる部分（規約によって共用部分とされたもの）を除くを所有するための権利のことです。

H21・22・24・25
101号室や203号室等、区画された各部屋についての所有権のことです。

S⁺～B、
4段階の『頻出度』表示！

この章の過去10年間の出題回数のやすさを、アイコンで示しました（なお、「B」は、出題頻度が低くても、本書全体の理解に欠かせない項目です）。

- S⁺ = 8回以上
- S = 6～7回
- A = 4～5回
- B = 0～3回

この項目の過去10年間における『出題年度』

難解な法律も「です・ます」調のわかりやすい言葉でしっかりと解説！

共用部分には、①専有部分以外の建物の部分、②有部分に属しない建物の附属物、部分とされた附属の建物、の3つが共用部分、③を規約共用部分で、①から、専有部分以外のマンションはすべて共用部分であり、それになります。

理解のヒントや
“+α”の知識を
やさしく記述！

発展的知識で習熟度を上げる
『レベルUP！』

●敷地利用権は、「自己の専有部分を所有するための権利ですので、共用部分を所有するための権利ではありません。
●不動産登記法上、登記された敷地利用権を「敷地権」といい、所有権、地上権、賃借権は登記ができないため、敷地権になります。しかし、使用権は、不動産登記法上、登記ができる権利に含まれておらず、敷地権とはなりません。

●数人が専有部分すべてを共有する前建物を建築した場合、「全員で専有を所有」しているため、公正証書によることができます。
●他方、数人が最初から各自の区分所を決めて共同で区分所有建物を建築「全部を所有する者」がないため、による規約設定はできません。

レベルUP!!

『用語』 難解な法律等の用語をカンタンに解説！

用語
地上権：他の人の土地において工作物（建物等）または竹木を所有するため、その土地を使用する権利
賃借権：他人の物を賃料を払って借りる権利
使用権：他人の物を無償で（ただで）借りる権利

⑦ 「敷地利用権」（2条6項）

自己の専有部分を所有するために、建物の敷地を利用する権利のことです。具体的には、所有権、地上権、賃借権、使用権等が、これにあたります。

・敷地利用権は、「自己の専有部分を所有するため」の権利ですので、共用部分を所有するための権利ではありません。

・不動産登記法上、登記された敷地利用権を「敷地権」といい、所有権、地上権、賃借権は登記ができるため、敷地権になります。しかし、使用権は、不動産登記法上、登記ができる権利に含まれておらず、敷地権とはなりません。

となることから、管理組合法人に、管理者に関する規定（区分所有法25条～29条）は適用されません。

これに伴い、管理組合法人の成立と同時に、管理者の権限は当然に消滅し、管理者による共用部分の管理所有も消滅します。

4 財産目録・区分所有者名簿（48条の2）

管理組合法人は、設立の時及び毎年1月～3月の間に財産目録（ただし、特に事業年度を設けるものは、

+1点！ なお、「管理組合法人による管理所有」という制度はありません。

『+1点！』 過去に出題された論点を中心とする“あと1点欲しい！”に役立つ知識です。余裕があるときにトライ！

横断的知識を
ギュギュッと凝縮！
『POINT 整理』

POINT 整理 共用部分の保存・管理・変更

保存行為	各共有者が単独でできる	
管理行為	集会の決議（普通決議）で決する	規約で別段の定めができる
変更行為	区分所有者及び議決権の各 $\frac{3}{4}$ 以上の多数による集会の決議（特別決議）で決する	区分所有者の定数に限り、規約でその過半数まで減ずることができる

コレが重要!! 確認問題

- 定期借地権設定契約に基づき建てられたマンションの101号室を売却する場合、当該土地の所有者Aの承諾があれば、101号室とそれに係る借地権の準共有持分を分離して譲渡することができる。ただし、規約に別段の定めはなく、Aと101号室の所有者Bとの間の定期借地権設定契約には、特約はないものとする。
過 H16
- 区分所有者が専有部分又は敷地利用権のどちらか一方にのみ質権を設定することは、専有部分とその専有部分に係る敷地利用権とを分離して処分することに該当しない。ただし、規約に別段の定めはないものとし、敷地利用権は所有権の共有持分であるものとする。
過 H22
- 敷地利用権が数人で有する所有権である場合において、区分所有者が死亡したときの専有部分及び当該専有部分に係る敷地利用権は、相続人も特別縁故者もいないときは、国に帰属する。ただし、受遺者はいないものとし、また、規約に別段の定めはないものとする。
過 H19

答 ①×：専有部分とその専有部分に係る敷地利用権は、規約に別段の定めがある場合を除き、分離して処分することができない。 ②×：質権の設定も分離処分に該当する。 ③○

理解度チェックのために必ず押さえて
要注意の過去問、
『重要確認問題』

目 次 ~Contents~

本書の利用法 iv

マンション管理士本試験 受験ガイド v

さくいん 664

「頻出度」: S+ = 過去 10 年間で 8 回以上の出題, S = 6~7 回, A = 4~5 回, B = 0~3 回

第 1 編

区分所有法

第 1 章	用語の定義と専有部分・共用部分等 S+	2
第 2 章	敷地利用権 S	18
第 3 章	区分所有者の権利・義務等 S+	26
第 4 章	管理者 S+	32
第 5 章	規約 S+	38
第 6 章	集会 S+	44
第 7 章	管理組合法人 S+	58
第 8 章	義務違反者に対する措置 S+	70
第 9 章	復旧・建替え A	78
第 10 章	団地 S+	89
第 11 章	罰則 B	100
第 12 章	区分所有法関連の重要判例 S	102

第 2 編

マンション 標準管理規約

第 1 章	標準管理規約の概要と専有部分・共用部分・敷地 B	120
第 2 章	用法 S+	126
第 3 章	管理 S+	138
第 4 章	管理組合 S+	148
第 5 章	総会 S+	160
第 6 章	理事会 S+	176
第 7 章	会計 S+	184
第 8 章	雑則 S	192
第 9 章	標準管理規約(団地型) S	196
第 10 章	標準管理規約(複合用途型) S	202

第 3 編

民 法

第 1 章	制限行為能力者 B	208
第 2 章	意思表示 B	212
第 3 章	代理 B	220
第 4 章	時効 S	228
第 5 章	物権変動 B	236
第 6 章	共有と相隣関係 A	240
第 7 章	各種の契約 S+	246
第 8 章	債務不履行と契約の解除 S	270
第 9 章	債権譲渡と債務引受け B	276
第 10 章	債権の担保 S	280
第 11 章	債権の消滅 A	294
第 12 章	不法行為 S+	300
第 13 章	相続 S+	308

第4編

その他法令

第1章	マンションの建替え等の円滑化に関する法律(建替え等円滑化法)	S ⁺	320
第2章	被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法(被災マンション法)	A	336
第3章	宅地建物取引業法(宅建業法)	B	342
第4章	住宅の品質確保の促進等に関する法律(品確法)	S	348
第5章	不動産登記法	S ⁺	354

第5編

マンションの
実務・会計

第1章	管理費等滞納者に対する訴訟等	B	368
第2章	会計	S ⁺	376
第3章	税務	B	398
第4章	標準管理委託契約書の概要と管理事務	B	402
第5章	管理事務に要する費用の負担等(標準管理委託契約書)	B	412
第6章	管理業者の業務等(標準管理委託契約書)	A	416
第7章	管理委託契約の解除等(標準管理委託契約書)	B	424

第6編

建築・設備・
維持保全

第1章	マンションの建築構造	S ⁺	428
第2章	建築環境	S	442
第3章	建築材料	A	452
第4章	給水設備・給湯設備・ガス設備	S ⁺	460
第5章	排水・通気・浄化槽・換気設備	S ⁺	478
第6章	消防法・消防用設備	S ⁺	492
第7章	電気設備・避雷設備	S	508
第8章	エレベーター設備	B	516
第9章	マンションの劣化と調査・診断	S ⁺	519
第10章	長期修繕計画	S ⁺	533
第11章	大規模修繕・防犯に係る設計	S ⁺	541

第7編

建築関連法規

第1章	都市計画法	S ⁺	548
第2章	建築基準法上の制度	S	560
第3章	単体規定(建築基準法)	S ⁺	572
第4章	集団規定(建築基準法)	A	586
第5章	バリアフリー法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)	B	594
第6章	耐震改修促進法(建築物の耐震改修の促進に関する法律)	B	598
第7章	省エネ法・建築物省エネ法	B	602
第8章	警備業法	B	604

第8編

マンション管理
適正化法等

*5問免除科目

第1章	用語の定義	S ⁺	608
第2章	マンション管理士	S ⁺	612
第3章	マンション管理業	S	618
第4章	管理業務主任者	S	624
第5章	マンション管理業者に対する規制	S ⁺	631
第6章	マンション管理の適正化を図るその他の制度	A	650
第7章	罰則	S ⁺	654
第8章	マンション管理適正化指針	A	656

マンション管理士本試験 受験ガイダンス

1 マンション管理士本試験の概要

マンション管理士本試験の概要是、次のとおりです。なお、以下の情報は、例年及び昨年の2018年度（平成30年度）のものです。2019年度の試験概要是、必ず**最新の情報を確認**してください。

試験日程の発表	例年6月上旬頃、国土交通大臣から官報に公示されます。また、(公財)マンション管理センターのホームページにも掲載されます。
受験資格	年齢、性別、学歴、国籍等一切を問いません。誰でも受験できます。
試験の概要	<ul style="list-style-type: none">●マークシート方式による50問4肢択一形式の試験です。●試験地は、札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市、那覇市並びにこれらの周辺地域です。
受験案内書・申込書の入手	受験案内書・申込書の配布は、例年、8月上旬から行われます。 (※平成30年度は8月1日～) 受験案内書・申込書は、下記で入手できます。 <ul style="list-style-type: none">●(公財)マンション管理センター本部(東京)・大阪支部●都道府県及び政令指定都市のマンション管理行政担当課窓口●一部の書店 なお、郵送による入手、及び(公財)マンション管理センターホームページからのダウンロードによる入手もできます。
申込期間	9月上旬～10月上旬 (※平成30年度は9月3日～10月2日、当日消印有効)
受験手数料	9,400円(例年)
試験期日及び時間	例年、11月の最終日曜日の午後1時～午後3時(2時間) ※「5問免除者」は、午後1時10分～午後3時(1時間50分)
合格発表	例年、1月中旬に合格者の氏名・受験番号が官報で公告されます。また、(公財)マンション管理センターから各受験者へ合否通知書が送付されるほか、同センターのホームページにおいて合格者の受験番号が掲載されます。
試験実施機関	(公財)マンション管理センター 〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-5-5 岩崎書店一ツ橋ビル7階 [TEL] 03-3222-1611 (試験案内専用電話) [HP] http://www.mankan.or.jp

2 マンション管理士本試験の平成 21～30 年度の受験状況

平成 21～30 年度のマンション管理士試験の受験状況は、次のように推移しています。

	受験者数	合格者数	合格率	合格点
平成 21 年度	19,120 人	1,444 人	7.6%	34 点
平成 22 年度	17,704 人	1,524 人	8.6%	37 点
平成 23 年度	17,088 人	1,587 人	9.3%	36 点
平成 24 年度	16,404 人	1,498 人	9.1%	34 点
平成 25 年度	15,383 人	1,265 人	8.2%	38 点
平成 26 年度	14,973 人	1,260 人	8.4%	36 点
平成 27 年度	14,092 人	1,158 人	8.2%	38 点
平成 28 年度	13,737 人	1,101 人	8.0%	35 点
平成 29 年度	13,037 人	1,168 人	9.0%	36 点
平成 30 年度	12,389 人	—	—	—

3 マンション管理士本試験の試験範囲

マンション管理士試験で出題される法令等及び範囲は、次のとおりです。

マンションの管理に関する法令及び実務にすること	●区分所有法 ●被災マンション法 ●建替え等円滑化法 ●民法（取引や契約等、マンション管理に関するもの） ●不動産登記法 ●マンション標準管理規約 ●マンション標準管理委託契約書 ●マンションの管理に関するその他の法律（建築基準法、都市計画法、消防法、住宅の品質確保の促進等に関する法律等）等
管理組合の運営の円滑化にすること	●管理組合の組織と運営（集会の運営等） ●管理組合の業務と役割（役員、理事会の役割等） ●管理組合の苦情対応と対策 ●管理組合の訴訟と判例 ●管理組合の会計 等
マンションの建物・附属施設の構造・設備にすること	●マンションの構造・設備 ●長期修繕計画 ●建物・設備の診断 ●大規模修繕 等
マンションの管理の適正化の推進にすること＊	●マンション管理適正化法 ●マンション管理適正化指針 等

* : この分野は、願書提出時に、過去に管理業務主任者試験に合格している旨の申請によって「5問免除」とされ、「5点満点の得点」と扱われます。

4 各出題分野における学習の指針

直近の平成30年度本試験（全50問）における出題分野と出題数は、次のとおりです。

法令関連 (計32問)	区分所有法	10問
	民法・借地借家法	6問
	不動産登記法	1問
	建替え等円滑化法	1問
	被災マンション法	1問
	マンション標準管理規約	8問
	マンション管理適正化法	5問
管理実務・会計関連 (計3問)	マンション標準管理委託契約書	1問
	管理組合の会計・税務	2問
建築・設備関連 (計15問)	都市計画法	1問
	建築基準法	1問
	水道法	1問
	消防法	1問
	建築・設備・維持保全	11問

合格点に到達するには、まずは出題数の多い分野（表中の「■」部分）を攻略して、点数を積み上げていくことが重要です。圧倒的に出題数が多いのは「法令関連」であり、中でも「区分所有法」（10問）・「マンション標準管理規約」（8問）が突出しています。何をおいても、この2つを得意分野として、他の受験生に差をつけられるくらいのレベルになることが、最重要課題といえるでしょう。

次に、建築・設備関連の「建築・設備・維持保全」も、出題数が多い分野（11問）ですが、ここでは、通常の学習で対処不可能なほど高難易度の問題が出題されることもあり、必ずしも学習時間と得点が比例する分野とはいえません。きちんと得点を稼ぐには、まずは過去の本試験問題で問われた部分を確実に押さえ、余裕があればはじめて、その周辺に学習範囲を広げていく、という順序で学習をするとよいでしょう。

いずれにしても、試験制度創設から18年が経過した今、蓄積された過去の本試験問題の重要度が高いことは間違ありません。本テキストでの各編の学習を終えるごとに、関連する過去問でご自分の理解の度合いを確認し、習得した知識を応用できているという実感をつかむことができるまで、それを繰り返すような学習をおすすめします。

第1編

区分所有法



区分所有法は、マンションの管理や運営に関する**基本的なルールを定めた法律**です。本試験では、民法や標準管理規約との複合問題を含めて例年**10問**以上も出題される最も重要な法律であり、この法律の攻略が合否を左右すると言っても過言ではありません。

事例をベースにした問題も数多く出題されますので、適用される場面や登場人物・団体を具体的にイメージしながら、各規定の**要件と効果、原則と例外**といった基本事項を正確に押さえていきましょう。

用語の定義と専有部分・共用部分等



ココが出る!
本試験のポイント

- 用語の定義
- 専有部分
- 共用部分



区分所有法とは、マンションやビルのように、一棟の建物の中で構造上分かれている数個の部屋（101号室等）を、「区分」して「所有」する際の、各自の権利や建物全体の管理、管理組合の運営方法等を定めた「法」律です。

1 用語の定義

H21・22・24・25・27・30

101号室や203号室等、区画された各部屋についての所有権のことです。

① 「区分所有権」（2条1項）

一棟の建物に構造上区分された数個の部分で、独立して住居・店舗・事務所・倉庫その他建物としての用途に供することができる部分（規約共用部分（規約によって共用部分とされたもの）を除く）を所有するための権利のことです。

② 「区分所有者」（2条2項）

「区分所有権を持つ者」＝「各部屋の持ち主」のことです。

③ 「占有者」（6条3項）

区分所有者以外の者で、専有部分を自分のために事実上支配する者のこと、要するに、部屋の賃借人等のことです。

④ 「専有部分」（2条3項）

区分所有権の目的である建物で、「専」^{もつぱ}ら所「有」する「部分」、つまり、他者を排除して独占的に所有できる、各自の部屋のことです。

⑤ 「共用部分」（2条4項）

専有部分以外の建物の部分、専有部分に属しない建物の附属物及び規約により共用部分とされた附属の建物のことです。

「事実上支配する者」という定義から、法的な権原の有無は問われないため、占有者には不法占拠者も含まれます。

具体的には、廊下、外壁、階段、エレベーター、集会室、別棟の集会所等が該当します。

→ P. 8 参照

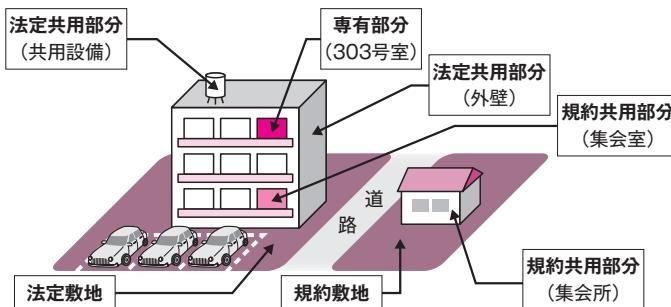


共用部分には、①専有部分以外の建物の部分、②専有部分に属しない建物の附属物、③規約により共用部分とされた附属の建物、の3つがあります。そして、①の表現から、マンションでは、専有部分以外の建物の部分はすべて共用部分であり、それ以外の部分は「ない」ことになります。

⑥ 「建物の敷地」（2条5項）

建物が所在する土地（法定敷地）と、規約で建物の敷地とされた土地（規約敷地）の2つのことで、区分所有建物が所在する土地自体や、附属する駐車場等のことです。

詳しくは、本編「第2章」で学習します。



⑦ 「敷地利用権」（2条6項）

自己の専有部分を所有するために、建物の敷地を利用する権利のことです。具体的には、所有権、地上権、賃借権、使用借権等が、これにあたります。



- 敷地利用権は、「自己の『専有部分』を所有するため」の権利ですので、共用部分を所有するための権利は含まれません。
- 不動産登記法上、登記された敷地利用権を「敷地権」といい、所有権、地上権、賃借権は登記ができるため、敷地権になり得ます。しかし、使用借権は、不動産登記法上、登記ができる権利に含まれておらず、敷地権とはなりません。

用語

地上権：他人の土地において工作物（建物等）または竹木を所有するため、その土地を使用する権利

賃借権：他人の物を賃料を払って借りる権利

使用借権：他人の物を無償で（ただで）借りる権利

2 区分所有権の成立

ある建物に区分所有権が発生するには、次の2つの要件を満たすことが必要です。

- ① 構造上・利用上独立した数個の部分のある、一棟の建物が存在すること
- ② その建物を区分所有する旨の、所有者の意思の表示があること

①は、建物の中に、区分所有し得る101号室等の区画された部屋が存在していることです。また、②は、区分所有することを前提とした意思の表示で、例えば、チラシによくある「このマンションの1室の販売価格は○○万円です！」という分譲広告や、区分所有建物である旨の登記をすること、さらには、売却（分譲）や、規約の設定をすること等です。



区分所有権の成立の時期は、①の物理的要素と②の意思的要素の双方が満たされた時点です。例えば、建物完成後に区分所有建物としての登記がされた場合、①②双方が満たされた「区分所有建物の登記」の時点から、区分所有権が成立し、分譲広告後に建物が完成した場合には、①②双方が満たされた「建物完成の時点」から、区分所有権が成立します。

3 区分所有者の団体（3条）

H21.27.29

1 区分所有者の団体（3条の団体）と構成員

区分所有者は、全員で、建物・敷地・附属施設の管理を行う団体（「管理組合」）を構成し、区分所有法の規定により集会を開き、規約を定め、管理者を置くことができます。

区分所有者は、当然に管理組合の構成員になります。これに対し、区分所有者以外の者は、管理組合の構成員ではないものの、専有部分の占有者（賃借人等）については、その使用方法について、集会の決議及び規約に拘束されます。

+1点！ 集会の開催・規約の設定・管理者の設置はあくまで任意であり、義務付けられているわけではありません。



●分譲業者が建物全部を所有している場合のように、区分所有者が1人だけの段階では、管理組合はまだ成立していません。その後、分譲により区分所有者が2人以上になった時点で初めて、「区分所有者の団体」＝「管理組合」が成立します。

●いったん管理組合が成立した後は、一括買い上げ等により区分所有者がまた1人（単独）になったとしても、管理組合は、**当然には消滅しません**。再度分譲すれば区分所有者はまた複数になるので、一度成立した管理組合をわざわざ消滅させる必要がないからです。

2 管理組合の性質

管理組合には、構成員である個々の区分所有者同士の結びつきの程度により、「**権利能力なき社団**」に該当するものと該当しないものの2種類があります。

具体的には、区分所有法の定める集会・規約・管理者等に関する規定に従って運営されている管理組合は、個々の構成員の人格が団体に埋没しているといえ、「**権利能力なき社団**」に該当します。

他方、**管理者が定められておらず、規約も作られていない**管理組合は、個々の構成員の人格が団体に埋没していない（個性が強い）といえるため、「**権利能力なき社団**」には該当しません。

「**権利能力**」とは、法律上、**権利や義務の主体となることのできる能力**のことです。権利能力を有するのは、「**自然人（生身の人間）**」と「**法人**」に限られます。そこで、団体としての性質を有する人の集まり（＝「**社団**」）でありながらも、法人ではない一定の団体を、「**権利能力なき社団**」といいます。

判例上、権利能力なき社団に該当するためには、次の4要件が必要です。

レベルUP!!



- ① 団体としての組織を備えていること
- ② 多数決の原則が行われていること
- ③ 構成員の変更に影響されず、団体そのものが存続すること
- ④ その組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定しているものであること

3 一部共用部分の団体

一部の専有部分にのみ通じている廊下・階段室・エレベータ室等、構造上一部の区分所有者のみの共用に供されることが明らかな共用部分を「一部共用部分」といいます。

+1点! 一部管理組合においても、集会を開き、規約を定め、管理者を置くことができます。

この一部共用部分をそれらの区分所有者が管理する場合、共用するそれらの区分所有者は、全員で、一部共用部分を管理するための団体 (=「**一部管理組合**」) を構成します。

レベルUP!!



後述する一部共用部分の管理の区分 (⇒ P.12) に従い、一部の区分所有者だけで管理することとなる一部共用部分が「ある」ときは、**一部管理組合が当然に構成**されます。他方、一部の区分所有者だけで管理することとなる一部共用部分が「ない」場合には、一部管理組合は構成されません。

4 専有部分 (1条、2条3項)

H22.24.26

専有部分が共有されている場合の各共有者の持分に関して、区分所有法に規定はありません。そこで、民法の共有の規定により、「各共有者の持分は原則として平等と推定」されています。

⇒ P.21 参照

専有部分とは、区分所有権の目的となる建物の部分で、①構造上の独立性と②利用上の独立性の**両方の要素を満たした部分**(101号室等)をいいます。「独立性」が要求されるのは、専有部分が自由に使用・収益・処分できる区分所有権の対象であり、他の部分と明確に区別されるべきだからです。

1 構造上の独立性

壁、床、天井等によって、他の部分と構造の上で区画されることです。

!**本編第12章(「重要判例」)①**で詳細に解説しています。



構造上の独立性は、必ずしも壁等で四方八方が区画されていて構いません。例えば、巻き上げ式シャッターはあるものの営業時間中は開放されていて遮断されていない店舗や、前面がシャッターでのみ仕切られている区画された駐車場でも、「構造上の独立性」は認められます。

2 利用上の独立性

独立して住居、店舗、事務所、倉庫等の用途に供することができることで、原則として次の①～③の要素がすべて必要です。

① 独立した出入口の存在	他の専有部分を通らずに直接外部（共用の廊下を含む）に通じていること
② 内部設備の具備	その部分の内部に、使用する目的に沿った設備があること
③ 共用設備の不存在	その部分の内部に、他の区分所有者等が利用する共用設備がないこと

共用部分を経由して外部に通じていても構いません。

1

用語の定義と専有部分・共用部分等

レベルUP!!



構造上の独立性のある車庫部分に、共用の設備である排気管やマンホールがある場合に、上の表中③の「共用設備の不存在」が満たされるか否かが問題となります。判例では、一部に共用の設備があっても、専有部分として排他的に利用する障害にならなければ、利用上の独立性が認められ、専有部分となり得るとされています。

！本編第12章（「重要判例」）①～③で詳細に解説しています。

3 専有部分の用途

専有部分は、原則として自由に、**使用**（居住等）・**収益**（賃貸等）・**処分**（売却・抵当権等の担保権の設定）することができます。しかし、専有部分の用法や用途は、例えば、住居以外の用途での使用を禁止する等、規約や集会決議で制限できます。

→ P.38～参照

「共同して使用」といっても、必ずしも実際に共同使用されている必要はなく、共同使用ができる状態にあれば構いません。

1 共用部分の種類（4条、2条4項）

共用部分とは、廊下・階段・エレベーター等、区分所有者等が共同して使用する部分のこと、「法定共用部分と規約共用部分」「全体共用部分と一部共用部分」という2つの視点から分類されます。

（1）法定共用部分と規約共用部分

この分類は、廊下や階段やエレベーター等、**本来的に共用部分**であるもの（法定共用部分）と、マンションの1階等にある集会室や、敷地内にある別棟の集会所等、本来的には共用部分ではないけれども、**規約によって共用部分**となるもの（規約共用部分）という区別です。

本来的に
共用部分か否か

(本来的に)共用部分

法定共用部分

(本来的な共用部分ではなく)規約で定めて
はじめて共用部分となる部分

規約共用部分



例えば「**集会室**」は、本来的には構造上・利用上の独立性を備えた「部屋（専有部分）」ですが、特定の区分所有者ではなくマンションの住人たちがみんなで利用する部分です。そのため、マンションでのルール（規約）を定めることによって初めて、共用部分に変わるため、法定共用部分ではなく「規約共用部分」となります。

法定共用部分は、一見して共用部分であることが明らかなるため、その旨の登記はできません。しかし、規約共用部分は、外見上共用部分であることがわからないため、第三者に規約共用部分である旨を対抗（主張）するには、登記が必要です。

法定共用部分	登記はできない
規約共用部分	第三者に対抗するには登記が必要

用語 登記：

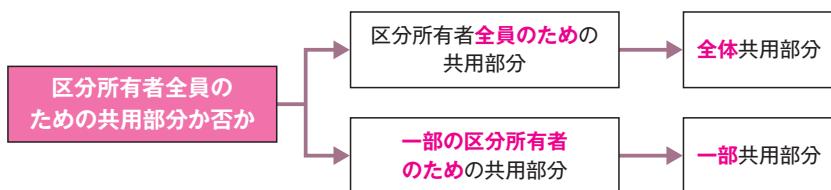
土地や建物といった不動産ごとに記録（登記記録）を設け、所在・面積・所有者・担保の有無（抵当権）等の権利関係を公開して、円滑な取引とその安全を保障するためのもの

1

用語の定義と専有部分・共用部分等

（2）全体共用部分と一部共用部分

この分類は、「構造上、誰が使用することを想定しての部分なのか」という区別によるものです。



全体共用部分	<ul style="list-style-type: none"> 「構造上、区分所有者全体で」共用することが予定されている部分 通常の廊下・階段・エレベーター等が該当する
一部共用部分	<ul style="list-style-type: none"> 「構造上における、一部の区分所有者のための」共用部分 下駄ばきマンション（1階に店舗が、2階以上に住居等があるマンション）における、居住者専用のエントランスや店舗専用のトイレ等が該当する

「みんなで使う（共用部分）」ことと「それが誰のものか（所有権の帰属）」は別ですので、区分所有法は、その点を明確にしています。

用語

管理所有：規約により特定の者を共用部分の所有者（管理所有者）として共用部分の一定の管理を行わせる制度

2 共用部分の共有関係（11条）

（1）原則

全体共用部分は、区分所有者全員の共有に属します。また、一部共用部分は、共同で使用している一部の区分所有者の共有に属します。

（2）例外（管理所有）

「（1）原則」については、規約で別段の定めをすることができます。これはいわゆる「管理所有」を認めるもので、具体的に

は、管理をしやすくするため、便宜上、全体共用部分を管理者や一部の区分所有者の所有としたり、一部共用部分を管理者や区分所有者全員の所有としたりすることができます。

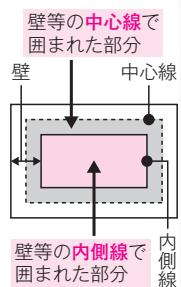
レベルUP!!



区分所有者全員の共有に属する共用部分は、規約により一部の区分所有者の所有とすること（管理所有）ができますが、それによって、その共用部分が、一部共用部分となるわけではありません。なぜなら、一部共用部分というは、「構造上」一部の区分所有者の共用に供される部分ですが、規約で「所有関係」を変えた（管理所有とした）としても「構造」に変化はなく、**全体共用部分であること**に変わりはないからです。

「持分に応じて」（民法の共有）ではなく、「用方に従って」とされています。持分が少ないと、共用部分を使用する回数や時間が制約されるのは合理的ではないためです。

・用語 水平投影面積：真上から光を当てた場合に影になる部分の面積のこと



これも規約による別段の定めができます。

3 共用部分の使用（13条）

各共有者は、共用部分をその用方に従って使用しなければなりません。使用するに際し、法定共用部分であれば共用部分の構造・位置等により、そして、規約共用部分であれば規約により、それぞれ定められた用方に従うこととなります。

4 共用部分の持分の割合（14条）

（1）原則

各共有者の持分は、原則として、各自の**専有部分の床面積（部屋の広さ）の割合**によります。この床面積の算定は、壁その他の区画の**内側線**で囲まれた部分の水平投影面積によります。

（2）例外

共用部分の持分は、**規約で別段の定め**をすることができます。例えば、各区分所有者の共有持分割合を均等にしたり、床面積の算定基準を壁その他の区画の「中心線」で囲まれた部分の水平投影面積としたりすることができます。

（3）一部共用部分で床面積を有するものがある場合

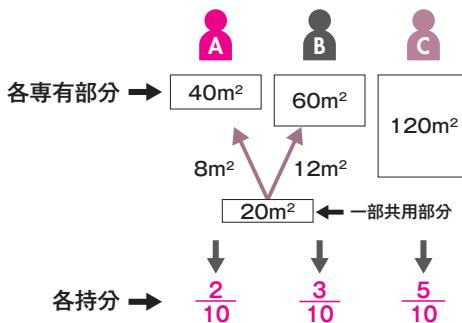
一部共用部分（附属の建物を除く）で、床面積を有するものがあるときは、その床面積は、**共用する各区分所有者の専有部分の床面積の割合**により配分して、それぞれ、それらの区分所有者の

専有部分の床面積に算入します。



一部共用部分を共用する区分所有者は、そうでない区分所有者よりも建物をより広く使っているため、一部共用部分の床面積を一部共用者に割り振ることで、他の区分所有者との衡平を図るという趣旨です。

▶ 具体例 Aが40m², Bが60m², Cが120m²の専有部分を有し、ABのみが共用する一部共用部分の床面積が20m²ある場合



一部共用部分の床面積である20m²は、ABの専有部分の床面積の割合(40:60=2:3)で配分され、Aに8、Bに12が加算されます。したがって、
 Aは $\frac{(40+8)}{(40+60+120+20)} = \frac{48}{240} = \frac{2}{10}$ に、
 Bは $\frac{(60+12)}{(40+60+120+20)} = \frac{72}{240} = \frac{3}{10}$ に、
 Cは $\frac{120}{(40+60+120+20)} = \frac{120}{240} = \frac{5}{10}$ の各持分を有することになります。

5 共用部分の持分の処分（15条）

（1）共用部分の持分の従属性

共用部分の共有者の持分は、その有する専有部分の処分に従います。つまり、部屋を売却すれば、共用部分の共有持分も一緒に売却したものと扱われます。

専有部分を所有していても、廊下や階段等を使えなければ意味がないため、専有部分と共用部分の共有持分を一体化させています。

+1点! この点について、例外はありません。

（2）共用部分の持分の分離処分の禁止

共用部分の共有者は、自己の専有部分と分離して共用部分の持分のみ処分することはできません（分離処分禁止の原則）。

ただし、区分所有法における次の①②の「別段の定め」がある場合を除きます。

- ① 規約によって他の区分所有者または管理者を共用部分の所有者とする場合（管理所有）
- ② 規約で共用部分の持分割合を変更する場合

この2つは、その過程で、共用部分の共有持分だけが、専有部分と切り離されて移動するため、「分離処分禁止の原則」の例外とされています。



例えば、**管理所有**は、各区分所有者が、共用部分の共有持分を管理所有者に譲渡し、形の上で管理所有者が共用部分の所有者として一定の行為を行えるようにする制度です。しかし、共有持分が移転しても、専有部分は各区分所有者に帰属したままであり、ここに「分離処分」が生じます。

6 一部共用部分の管理（16条）

一部共用部分の管理は、原則として、一部共用部分を共用する区分所有者のみで行います。

その例外として、次の①②は、**区分所有者全員**で行います。

- ① 区分所有者**全員の利害**に関するもの
- ② 区分所有者**全員**で一部共用部分の管理を行う旨の**全体の規約の定め**があるもの

ただし、②の「全体の規約の定め」は、当該一部共用部分を共用すべき区分所有者の $\frac{1}{4}$ を超える者、または、その議決権の $\frac{1}{4}$ を超える議決権を有する者が反対したときは、することができません。

7 共用部分の管理・変更（17条、18条）

区分所有法は、共用部分の管理に関する行為を①**保存行為**、②**管理行為**、③**変更行為**の3つに分け、内容に応じて集会の決議要件を変える等、必要な手続を規定しています。

（1）各行為に必要な手続

① 保存行為

共用部分の点検や破損した部分の小修繕（窓ガラスの修理）等、共用部分の現状を維持する行為のうち、比較的軽度のものか、緊急を要する維持行為をいいます。保存行為は、**各区分所有者が単独で行うことができ、集会の決議は不要**です。

② 管理行為

共用部分の管理に関する行為のうち、①の**保存行為**と次の③の**変更行為**を**除いた行為**（狭義の**管理行為**）のことです。例え

この点は、「**規約で別段の定め**」が認められています。例えば、「共用部分の保存行為は特定の区分所有者のみが行うことができる」と規約で定めることもできます。

ば、共用部分の使用方法を定めること等が該当します。

管理行為を行うには、原則として、**集会の普通決議**（区分所有者及び議決権の各過半数の賛成）が必要です。

なお、共用部分につき火災保険等の損害保険契約をすることは、共用部分の管理に関する事項とみなされ、**集会の普通決議**が必要です。

この点は、「規約で別段の定め」をすることが認められています。例えば、「共用部分の（狭義の）管理については、管理者（理事長）が決定する」と規約で定めることができます。

③ 変更行為

共用部分に変更を加える行為をいいます。このうち、共用部分の形状または効用の著しい変更を伴わないものを**軽微変更**、共用部分の形状または効用の著しい変更を伴うものを**重大変更**といい、どちらにあたるかによって必要な手続が異なります。

軽微変更	集会の 普通決議 （区分所有者及び議決権の各過半数の賛成）が必要
重大変更	集会の 特別決議 （区分所有者及び議決権の各 $\frac{3}{4}$ 以上）の多数による集会の決議）が必要。ただし、区分所有者の定数だけは、 規約で過半数まで減ず ことができる。



- 本試験において、重大変更は「共用部分の変更（その形状または効用の著しい変更を伴わないものを除く）」と表現されます。著しい変更を「伴わないもの」を「除」けば、残るのは「著しい変更を伴うもの」になるからです。
- 重大変更において、規約で定数を「過半数」まで減ずることが認められているのは、「区分所有者の定数」のみです。「議決権割合」の定数を減ずることは認められていません。

（2）専有部分の使用に特別の影響を及ぼす場合

共用部分の管理行為・変更行為（保存行為は除く）が、専有部分の使用に**特別の影響**を及ぼすときは、**その専有部分の所有者の承諾**を得なければなりません。

▶用語 **特別の影響**：受忍限度（我慢の限界）を超える影響を受けること。例えば、共用部分の工事によって日照や通風等の生活環境に影響を及ぼす場合等が該当します。



専有部分の使用に特別の影響を及ぼす共用部分の管理行為・変更行為が、集会の決議だけができるとすると、特別の影響を受けるとして反対している少数者に不利益を押し付けることになります。そこで、「特別の影響」があるときには、集会の特別決議に加え、**特別の影響を受ける区分所有者の個別の承諾が必要**とされています。

なお、必要なのは「所有者」の承諾であり、仮に占有者に特別の影響があっても、その占有者の承諾は不要です。



POINT整理

共用部分の保存・管理・変更

保存行為	各共有者が 単独で することができる	
管理行為	集会の決議（ 普通決議 ）で決する	規約で別段の定め ができる
軽微変更		
重大変更	区分所有者及び議決権の 各$\frac{3}{4}$以上 の多数による集会の決議 (特別決議) で決する	区分所有者の定数 に限り、 規約でその過半数まで減ずること ができる

・用語

公租公課：

固定資産税や都市計画税、下水道負担金等、税金や公共的な性質の負担のこと

「使用頻度」によるものではないため、例えばエレベーターの管理費用を含めた管理費に関し、1階と2階以上の区分所有者とを区別せず、一律に共用部分の持分の割合で負担を決めても問題ありません。



「負担」とは、**管理の費用**（保存・変更の費用も含む）や**公租公課**のこと、「利益」とは、例えば、**共用部分の一部を賃貸した場合の賃料**等のことです。

この負担及び利益收取は、原則として**共用部分の持分の割合**によりますが、例えば、各共有者間での負担及び利益收取を均一とする等、規約による**別段の定め**も認められています。

9 管理所有者の権限 (20条)

(1) 管理所有とは

本来、共用部分は区分所有者全員の共有なので、その管理は集

会の決議で決めるべきものです。しかし、いちいち決議を必要とすると機動的に動くことができず、迅速性に欠けます。

そこで、**規約**により、特定の者を**共用部分の所有者（管理所有者）**とし、各区分所有者の共用部分の共有持分を管理所有者に形式的に譲渡し、共用部分の所有者として一定の管理を、**集会決議なしで迅速に行うことを可能**としています。

共用部分を管理所有とした場合でも、**登記をすることはできません**。



管理所有とは、管理所有者に共用部分の管理を委ね、対外的にその者の所有とするだけの制度です（一種の信託的な所有権の移転）。したがって、規約で、共用部分を特定の区分所有者の所有に属させても、**当該区分所有者の区分所有権に係る共有持分権に変動は生じません**。

(2) 管理所有者となり得る者

管理所有者となり得るのは、①**管理者**、または②**区分所有者**に限られます。したがって、管理者でも区分所有者でもない者（単なる占有者等）は、管理所有者にはなれません。

→ P.32 参照

(3) 管理所有の公示

管理者または特定の区分所有者が共用部分を所有する旨は、**規約に定められることで公示（外部に表示）**されます。



管理所有は、登記を対抗要件とする権利変動とは無関係の制度だからです。そのため、管理所有者が当該共用部分の所有権を登記することはできません。

(4) 管理所有の対象

管理所有の対象は、**共用部分**に限られます。



「管理所有の対象が**共用部分に限定される**」とは、共用部分ではないもの（①**専有部分**、②**敷地**、③**附属施設**）は管理所有の対象には**ならない**ということです。ただし、①**専有部分**と③**附属施設**については、**規約共用部分**とされた場合は「**共用部分**」に含まれることになるため、**管理所有の対象**となります。

重大変更の決議要件の変更は、区分所有者の定数のみを規約で過半数まで減ずることができるにとどまり、決議を不要とすることまでは認められていないため、あくまで集会の特別決議がなければできません。

(5) 管理所有者の権限

管理所有者は、共用部分に関して、①保存行為、②（狭義の）管理行為、③軽微変更を、**単独で（集会決議なしで）**行うことができます。もっとも、**重大変更**については、単独ではできません。



区分所有法上、「共用部分に対する損害保険契約の締結」は、管理行為とみなされているため、管理所有者は、**集会の決議なしで**行うことができます。

(6) 管理所有者の権利・義務

管理所有者は、区分所有者全員（一部共用部分では、これを共用すべき区分所有者）のために、**共用部分を管理する義務**を負います。また、区分所有者全員（一部共用部分では、これを共用すべき区分所有者）に対し、**相当な管理費用を請求**することができます。

10 共用部分に関する規定の準用（21条）

共用部分に関する規定は、共用部分「以外」のものには適用されないのが原則です。

しかし、「建物の敷地」や「共用部分以外の附属施設」が区分所有者の共有である場合には、**共有関係**という類似性から、次の17条～19条の規定が準用されます。

→ P.12～14 参照

- ① 区分所有法 17 条（重大変更）
- ② 区分所有法 18 条（保存行為・管理行為・軽微変更）
- ③ 区分所有法 19 条（共用部分の負担及び利益收取）



したがって、例えば、「敷地」や「共用部分以外の附属施設」の**重大変更**は、区分所有者及び議決権の各 $\frac{3}{4}$ 以上の**特別決議**によって行えます。また、「敷地」や「共用部分以外の附属施設」に係る**費用の負担**は、持分の割合によることになります。



コレが重要!! 確認問題

- ❶ 区分所有法第3条の区分所有者の団体（管理組合）が集会を開催する場合は、規約を定め、管理者を置かなければならぬ。過 H27
- ❷ 区分所有権とは、専有部分及び共用部分の共有持分を目的とする所有権である。過 H19
- ❸ 共用部分とは、専有部分以外の建物の部分、専有部分に属しない建物の附属物及び規約により共用部分とされた附属の建物をいう。過 H25
- ❹ 一棟の建物に構造上区分され、独立して住居としての用途に供することができる数個の部分がある場合、この数個の部分は、法律上当然に専有部分となる。過 H15
- ❺ 専有部分以外のマンションの建物の部分は、すべて共用部分であり、それ以外の部分はない。過 H22
- ❻ 共用部分の変更（その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く）を行う場合の議決権割合は、規約でその過半数まで減ずることができる。過 H28
- ❼ 規約で共用部分の所有者と定められた区分所有者は、規約で定めれば、その形状又は効用の著しい変更を伴う共用部分の変更行為をすることができる。過 H15
- ❽ 共有部分は、規約の定めにより、区分所有者又は管理者でない者の所有に属させることができる。過 H28
- ❾ 規約で、共用部分を特定の区分所有者の所有に属させる場合、当該区分所有者の区分所有権に係る共有持分権に変動は生じない。過 H28
- ❿ 専有部分を所有するための建物の敷地に関する権利である敷地利用権には、所有権だけでなく賃借権や地上権も含まれる。過 H30

答 ❶×：規約の設定・管理者の選任は任意である。 ❷×：区分所有権は、共用部分の共有持分を目的とはしない。 ❸○ ❹×：専有部分となるためには、構造上及び利用上の独立性に加え、当事者による「区分所有する意思」が必要である。 ❺○ ❻×：区分所有者の定数を過半数まで減ずることができるが、議決権割合を減ずることはできない。 ❼×：管理所有者は、共用部分の変更（形状または効用の著しい変更を伴わないものを除く）をすることができず、規約で別段の定めもできない。 ❽×：区分所有者又は管理者以外の者を管理所有者にすることはできない。 ❾○ ❿○

2019年度版

らくらくわかる！ マンション管理士速習テキスト

発行日 2019年1月23日

初版発行

編著者 TAC株式会社（マンション管理士講座）

発行者 多田敏男

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)

〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話（営業） 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2019

管理コード 08281P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製(コピー)、転載、改ざん、公衆送信(ホームページなどに掲載すること(送信可能化)を含む)されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。